

高年齢者活用促進コース 活用事例集(建設業編)

※中小企業(助成率2/3)の場合の事例となります



独立行政法人

高年齢・障害・求職者雇用支援機構

事例①

新分野への進出

措置実施（新規事業部門）

【1.現状・問題点】

- ・ 建築部門に従事する高齢従業員にとって屋外での作業が中心となり、体力面で負担となっている。

【2.取組内容】

〔 高齢者活用
促進措置 〕

- ・ 自社倉庫を改修して、通所介護事業所としてレイアウト・機器整備を行うとともに送迎用の介護車両を購入して、自社で通所介護事業を新たに開始する。

【3.取組の効果】

- ・ 建築部門・営業部門の高齢従業員を配置転換するとともに、介護資格者等を新規に雇い入れ、高齢従業員向けの職場を創出できる。

(A) 助成金の対象となる経費

・ 倉庫改修・機器整備費	550万円
・ 介護車両購入費	350万円
対象経費の合計	900万円

※ 900万円の2/3 = 600万円・・・①

(B) 措置の対象となる被保険者

- ・ 新たに創出された通所介護事業で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = 12人

※ 12人 × 20万円 = 240万円・・・②

(C) 支給額

- ・ ①と②のうち、少ない方の金額 = ②

※ 支給額： 240万円

事例② 職務の再設計

措置実施 (建築部門)

【1.現状・問題点】

- ・建築部門で現場作業に従事する高年齢従業員によって、重量物運搬作業は上半身や腰などの身体的負担となっている。

【2.取組内容】

高年齢者活用
促進措置

- ・建築部門の高年齢従業員の仕事を見直して、建築部門内にパソコンによるCAD作業を行う設計業務を創出する。

【3.取組の効果】

- ・重量物を扱わない新たな設計業務を創出することにより、高年齢従業員の身体的負担を軽減するとともに、高年齢従業員の知識・経験を活かすことができる。

(A) 助成金の対象となる経費

- ・ パソコン・CADソフト購入費 60万円
 - ・ 設計業務室の整備費 90万円
- 対象経費の合計 150万円

※ 150万円の2/3 = 100万円・・・①

(B) 措置の対象となる被保険者

- ・ 新たに創出された設計業務で就労する、1年以上雇用される、60歳以上の被保険者数 = 3人

※ 3人×20万円 = 60万円・・・②

(C) 支給額

- ・ ①と②のうち、少ない方の金額 = ②

※ 支給額： 60万円

事例③ 機械設備の導入（１）

措置実施（土木工事部門）

【1.現状・問題点】

- ・大型機械が入れない小規模現場等での掘削作業及び重量物移動作業は、掘削をツルハシ・スコップ等により手作業で行っているため、高齢従業員にとって身体的負担が大きい。

【2.取組内容】

高年齢者活用
促進措置

- ・クレーン機能付きミニバックホーを導入する。

【3.取組の効果】

- ・高齢従業員の身体的負担を軽減することにより、職業能力を十分発揮できるようになる。

(A) 助成金の対象となる経費

・ミニバックホー購入費	450万円
対象経費の合計	450万円

※450万円の2/3 = **300万円**・・・①

(B) 措置の対象となる被保険者

- ・土木工事部門で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = 10人

※10人×20万円 = **200万円**・・・②

(C) 支給額

- ・①と②のうち、少ない方の金額 = ②

※支給額：**200万円**

事例④ 機械設備の導入（２）

措置実施（ 建築部門 ）

【1.現状・問題点】

- ・小型クレーンで鋼材を運搬する際に、玉掛作業はワイヤーロープ又はチェーンを手作業で行っているため、高齢従業員にとって全身の負担になっている。

【2.取組内容】

〔 高年齢者活用
促進措置 〕

- ・小型クレーンの吊具を改造して、トンクの爪で吊り上げる方式にし、高齢従業員はトンクの掛かり具合を確認する作業に改善する。

【3.取組の効果】

- ・作業負荷の大きい玉掛作業を、クレーンの吊具を改造することにより、高齢従業員の作業が安全で作業負荷の小さい作業に改善できる。

（A）助成金の対象となる経費

- ・ 小型クレーンの改造費 240万円
対象経費の合計 240万円

※ 240万円の2/3 = 160万円・・・①

（B）措置の対象となる被保険者

- ・ 建築部門で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数
= 5人

※ 5人×20万円 = 100万円・・・②

（C）支給額

- ・ ①と②のうち、少ない方の金額 = ②

※支給額：100万円

事例⑤ 作業方法の改善

措置実施（木造工事部）

【1.現状・問題点】

- ・木材を切断する作業において、規格に沿った寸法に切断できるよう切断機の調整をすべて目視で行っているため、高い注意力を要し、高齢従業員にとって負担となっている。

【2.取組内容】

〔
高年齢者活用
促進措置
〕

- ・操作パネルで寸法を設定し、木材を置くだけで自動で木材切断ができる自動切断機を導入する。

【3.取組の効果】

- ・切断作業を自動化・平易化することにより高齢従業員の注意力の負担を軽減するとともに、高齢従業員の経験を活用できる。

（A）助成金の対象となる経費

- ・自動切断機購入費 300万円
対象経費の合計 300万円

※300万円の2/3 = 200万円・・・①

（B）措置の対象となる被保険者

- ・木造工事部で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = 5人

※5人×20万円 = 100万円・・・②

（C）支給額

- ・①と②のうち、少ない方の金額 = ②

※支給額：100万円

事例⑥ 作業環境の改善（１）

措置実施（溶接部門）

【1.現状・問題点】

- ・溶接部門において図面確認作業を行う高齢従業員の視力の低下を補うため、更なる照度が必要である。
- ・高温で煙が発生する溶接機器周辺の作業は、室温の高い作業環境となっており、高齢従業員の負担となっている。

【2.取組内容】

高年齢者活用
促進措置

- ・図面作業室の蛍光灯をLEDに変更するとともに、手元照明を併用する。
- ・高温・煙が発生する機器周辺にスポットクーラー及び空調設備を導入する。

【3.取組の効果】

- ・照度及び室温を改善することにより、高齢従業員の作業負担を軽減するとともに、職業能力を十分発揮できる作業環境を確保できる。

(A) 助成金の対象となる経費

- ・LED及び手元照明購入費 40万円
 - ・スポットクーラー・空調機購入費 170万円
- 対象経費の合計 210万円

※210万円の2/3 = 140万円・・・①

(B) 措置の対象となる被保険者

- ・溶接部門で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = 6人

※6人×20万円 = 120万円・・・②

(C) 支給額

- ・①と②のうち、少ない方の金額 = ②

※支給額：120万円

事例⑦ 作業環境の改善（２）

措置実施（木材研磨室）

【1.現状・問題点】

- ・木材の切断・研磨作業において発生する塵埃や騒音が多い作業環境は、高齢従業員にとって負担となっている。

【2.取組内容】

〔
高年齢者活用
促進措置
〕

- ・木材の研磨作業室に設置してある大型集塵装置だけでは不十分であるので、研磨機周辺にスポット吸引装置を設置する。

【3.取組の効果】

- ・塵埃の発生する木材研磨室の作業環境を改善することにより、高齢従業員の作業負担を軽減するとともに、職業能力を十分発揮できる作業環境を確保できる。

（A）助成金の対象となる経費

- ・ダクト工事費 300万円
- ・スポット吸引装置購入費 90万円

対象経費の合計 390万円

※390万円の2/3 = 260万円・・・①

（B）措置の対象となる被保険者

- ・木材研磨室で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = 7人

※7人×20万円 = 140万円・・・②

（C）支給額

- ・①と②のうち、少ない方の金額 = ②

※支給額：140万円

事例⑧ 雇用管理制度の導入

措置実施（建築部門）

【1.現状・問題点】

- ・建築部門の従業員は一日中立ち作業が中心となっており、定年退職後の再雇用者の中にはフルタイム勤務が負担となっている者がいる。

【2.取組内容】

〔高年齢者活用
促進措置〕

- ・労働時間制度を見直して、定年退職後の再雇用者について、短時間勤務制度（シフト管理制度）を導入する。

【3.取組の効果】

- ・定年後はフルタイム勤務か短時間勤務を選択できることにより、定年退職後の再雇用者のニーズや生活設計に合った多様な働き方が可能となる。

（A）助成金の対象となる経費

- ・専門家委託費（短時間勤務制度導入）10万円
 - ・シフト管理ソフトウェア開発費 35万円
- 対象経費の合計 45万円

※ 45万円の2/3 = 30万円・・・①

（B）措置の対象となる被保険者

- ・**建築部門**で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数
= 8人

※ 8人×20万円 = 160万円・・・②

（C）支給額

- ・①と②のうち、少ない方の金額 = ①

※支給額：30万円

事例⑨ 定年の引上げ等

措置実施 (企業全体)

【1.現状・問題点】

- ・現在、**企業全体**で定年60歳、希望者全員65歳継続雇用を実施しているが、経験・知識の豊富な**高齢従業員**には年齢にかかわらず働き続けてほしい。

【2.取組内容】

高年齢者活用
促進措置

- ・就業規則を改正し、定年は60歳のままで、希望者全員継続雇用年齢を70歳まで引き上げる。

【3.取組の効果】

- ・70歳まで働ける条件整備を行うことにより、**高齢従業員の経験・知識を活か**せるとともに、労働力の確保が可能となる。

(A) 助成金の対象となる経費

- ・ **専門家委託費(就業規則改正)** 30万円
対象経費の合計 **30万円**
※30万円の2/3 = 20万円・・・①

(B) 措置の対象となる被保険者

- ・ **企業全体**で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = 16人
※ 16人 × 20万円 = 320万円・・・②

(C) 支給額

- ・ ①と②のうち、少ない方の金額 = ①
※支給額：20万円